



子育て世帯の

マイホーム購入・

リフォーム・

引っ越しの費用を

補助します

山梨市は、子育てしやすい住環境づくりを応援します

山梨市 子育て世帯住宅取得支援事業費 補助金

補助対象となる世帯

- 子育て世帯 令和3年4月1日～令和7年12月31日に婚姻
- 新婚世帯 令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻

かつ、次のすべてに該当する世帯

- 世帯所得が500万円未満
- 婚姻日に夫婦とも39歳以下
- 18歳以下の子どもを育てている（妊娠中も含む）

補助上限額について

子育て世帯

夫婦とも
29歳以下 60万円
新築

39歳以下 30万円

29歳以下 90万円
中古・
リフォーム

39歳以下 60万円

新婚世帯

夫婦とも
39歳以下 30万円
中古・
リフォーム

対象費用

申請時に支払済みの
住宅購入費・引越費等

- 令和8年4月1日～令和9年3月31日支払分
- 土地代は除く

申請方法

Webフォーム・お電話・窓口にて
事前相談（必須）



必要書類を提出

問い合わせ

山梨市役所 企画推進課 人口減少対策室

電話：0553-22-1111(代) (内線2425)

Mail：kikaku@city.yamanashi.lg.jp



相談フォームQRコード

該当するかも…と
思われた方は、
詳細な条件等を
ご確認ください。

事前相談フォーム
はこちらから